

堺市・美原町合併協議会規約に関する協議書

堺市長及び美原町長は、堺市・美原町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第6条第1項、第7条第1項第3号、第11条第2項、第13条第2項、第14条第2項及び附則の規定による協議について、次のとおり協議書を締結する。

（事務所の所在地）

第1条 規約第4条の協議会の事務所は、堺市一条通20番5号に置く。

（会長及び副会長）

第2条 規約第6条第1項の規定により選任する協議会の会長及び副会長は、別表第1のとおりとする。

（学識経験を有する者）

第3条 規約第7条第1項第3号の規定により定める学識経験を有する者は、別表第2のとおりとする。

（顧問）

第4条 規約第11条第2項の規定により定める顧問は、別表第3のとおりとする。

（職員）

第5条 規約第13条第2項に規定する事務局職員は、別表第4のとおりとする。

（負担の割合）

第6条 規約第14条第2項の規定により定める堺市及び美原町（以下「両市町」という。）の負担の割合は、全戸配布を要する広報媒体に係る市町負担金については世帯数割、その他経費に係る市町負担金については均等割とする。

（規約の施行日）

第7条 規約の施行日は、平成15年4月18日とする。

（内容の変更）

第8条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

（定めのない事項）

第9条 この協議書に定めのない事項又はこの協議書に疑義を生じたときは、両市町の長が協議して定めるものとする。

（協議書の失効）

第10条 この協議書は、堺市・美原町合併協議会が解散した時にその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が記名押印の上、それぞれ1通保管する。

平成15年4月18日

大阪府堺市南瓦町3番1号

堺市

堺市長 木原 敬介

大阪府南河内郡美原町黒山167番地の1

美原町

美原町長 高岡 寛

別表第1（第2条関係）

会長	米原 淳七郎
副会長	木原 敬介
副会長	高岡 寛

別表第2（第3条関係）

奥野 新太郎	堺市
清水 謙一	
津塩 壽郎	
中尾 良和	
長田 光之	
槇 峯正一	
山口 典子	
井上 敏	美原町
奥田 ひろ子	
高島 正一	
田中 昭二	
西原 広好	
平野 紀代子	
松岡 義典	
宮原 嘉徳	

別表第3（第4条関係）

石原 信雄
-------

別表第4（第5条関係）

吉田 幸男	堺市
吉田 景司	
藤田 卓也	
山岡 一夫	
比嘉 宏幸	
増田 宣典	
三浦 直子	
吉野 昭平	
倉 宏二	美原町
光 齋 かつり	